

## 社会福祉法人養父市社会福祉協議会慶弔規程

平成 16 年 6 月 1 日制定規程第 15 号

平成 22 年 2 月 23 日規程第 14 号

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人養父市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員、支部運営委員及び職員に慶弔等があったとき、本人またはその遺族に金品を贈りその意を表することを目的とする。

### (贈るべき金品)

第 2 条 前条の目的のため贈る金品は、別表のとおりとする。

### (特別な場合の取り扱い)

第 3 条 本会会長（以下「会長」という。）は、特別な事情があり前条の規定により贈るべき金品が適切でないとき、それを増減して贈ることができる。

### (補則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

### 別表

区分 \ 種別	死 亡			見 舞
	本 人	配 偶 者	同居親族	本 人
理 事 ・ 監 事	30,000 円 花輪 1 対・弔電	10,000 円 弔電	5,000 円  弔電	5,000 円
評 議 員 支 部 運 営 委 員	10,000 円 花輪 1 対・弔電	5,000 円 弔電		
社 協 職 員	30,000 円 花輪 1 対・弔電	10,000 円 弔電		
1 見舞とは、概ね 20 日以上入院もしくは長期の療養とする。 2 社協職員の別居親族が死亡した場合、父母・子は香典 5,000 円と弔電、兄弟姉妹の場合は弔電のみとする。				